

議第 号議案

横浜市市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び横浜市会政務調査費の交付に関する条例の一部改正

横浜市市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び横浜市会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

市会運営委員会委員長名

## 横浜市条例（番号）

横浜市市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び横浜市会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

（横浜市市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

第1条中「第203条第5項」を「第203条第4項」に、「報酬」を「議員報酬」に改める。

第2条（見出しを含む。）及び第3条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

（横浜市会政務調査費の交付に関する条例の一部改正）

第2条 横浜市会政務調査費の交付に関する条例（平成13年2月横浜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正）

2 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和31年12月横浜市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「横浜市市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に改める。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び横浜市会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）

〔 上段 改正案 〕  
〔 下段 現 行 〕

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

横浜市市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 203 条第 4 項 の  
第 203 条第 5 項  
議員報酬  
規定により、市会議員に対する――、費用弁償及び期末手当の額並びにそ  
報酬  
の支給方法を定めるものとする。

議員報酬  
（――）  
報酬

第 2 条 議長、副議長、常任委員会等の委員長及び副委員長並びに議員の――  
議員報  
報酬  
酬  
一の額は、次のとおりとする。

議 長	月 額	1,200,000 円
副 議 長	月 額	1,080,000 円
委 員 長	月 額	1,000,000 円
副委員長	月 額	990,000 円
議 員	月 額	970,000 円

（支給方法）

第 3 条 ―― 議員報酬  
報酬 は、毎月これを支給する。

議員報酬

- 2 前項に定めるもののほか、~~————~~ の支給方法については、横浜市常勤特別  
報酬  
職職員の給料及び手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第25号）第  
4条から第6条まで及び第7条の2の規定を準用する。

横浜市会政務調査費の交付に関する条例（抜粋）

〔上段 改正案〕  
〔下段 現 行〕

（趣旨）

- 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）~~————~~ 第100条第14項  
及び第15項 第100条第13項  
~~————~~ の規定に基づき、横浜市会議員の調査研究に資するため必要な経  
及び第14項  
費の一部として、横浜市会における会派又は議員に対し政務調査費を交付する  
ことに関し必要な事項を定めるものとする。

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（抜粋）

〔上段 改正案〕  
〔下段 現 行〕

（特別職職員の期末手当）

- 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
第4条 ~~————~~ （昭和  
横浜市市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
31年8月横浜市条例第30号）第4条第1項に規定する議員（以下「議員」  
という。）に対する同条第2項に規定する期末手当の額及びその支給方法並び  
に横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（昭和31年8月横浜市  
条例第25号）第8条第1項に規定する市長等に対する同条第2項に規定する  
期末手当の額及びその支給方法については、職員の例による。ただし、第2条  
第4項の規定に基づく額並びに議員に係る第2条の2及び第2条の3の規定  
に基づく支給方法については、この限りでない。

（第2項省略）

## 地方自治法の一部改正に伴う議案の取り扱い

### 1 議員提出議案の審議方法

項 目		20. 9. 2 運営理事会協議結果
1	議案発送	本会議（9月4日）席上配付
2	提案理由説明	省 略
3	委員会付託	市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、委員会付託を省略し、本会議で即決

(参考) 市会運営委員会申し合わせ・確認事項（抜粋）

#### 5 議員提出議案について(H11. 9. 8)

- (1) 常任・運営委員会における発議（請願・陳情に係るものを含む。）に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。

### 2 市長提出議案（市第33号議案）の審議方法

項 目		20. 9. 2 運営理事会協議結果
1	議案発送	一般議案と合わせ7日前（発送済）
2	提案理由説明	今回提出される議員提出議案と同様に取り扱う
3	委員会付託	